



2026 年 8 月 19 日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 柳 瀬 重 人

(コード番号：3856 東証スタンダード)

問合せ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内 田 晋

電 話 ： 0 3 - 6 8 1 0 - 3 0 2 8 (代 表)

2026 年 3 月期第 3 四半期四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書
結論の不表明に関するお知らせ

当社は、当社の会計監査人から 2026 年 3 月期第 3 四半期決算短信の財務諸表及び連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 期中レビューを実施した監査法人の名称

有限責任中部総合監査法人

2. 財務諸表に対する期中レビューの内容

2026 年 3 月期第 3 四半期の連結財務諸表に対する期中レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりです。

結論の不表明

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている Abalance 株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの連結会計年度の第 3 四半期連結会計期間（2025 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）及び第 3 四半期連結累計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 4 条第 1 項及び我が国において一般に公正妥当と認められる

四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

結論の不表明の根拠

追加情報（不適切な会計処理に関する調査状況について）に記載のとおり、会社は、過去の有償支給取引に係る会計処理について、事実関係の確認、会計処理の妥当性の検証及び財務諸表への影響額の把握を行うため、2025年9月2日に外部専門家からなる第三者委員会を設置し、2025年12月17日付で同委員会から調査報告書を受領し、その内容を公表した。その後、会社は、同調査報告書の記載内容及び個別の指摘事項について更なる検証を行う必要があると判断し、2026年1月8日に外部専門家からなる検証委員会を設置し、2026年2月20日付で同委員会から検証報告書を受領し、その内容を公表した。

上記の調査結果を踏まえ、会社は、内部管理体制等の抜本的な改善を図るため、改善計画を策定し、2026年7月31日付でその内容を公表した。

また、会社は、外部機関による国内有償支給取引の調査対象に加え、海外子会社を含め Abalance グループ全体における類似取引の有無及び会計処理の適切性を確認する観点から、海外子会社における有償支給取引についても自主的な調査を実施した。その結果、太陽光パネル製造工程のうちウエハの製造工程において、Abalance グループの海外子会社が原材料であるポリシリコンを輸入し、外部加工業者に有償支給したうえで、加工後中間材料であるウエハ等を各海外子会社が買い戻す取引が確認された。会社は、当該取引についても取引実態及び会計処理を検討し、必要な訂正を行った。

当監査法人は、上記の調査結果および海外子会社における有償支給取引に係る会社の自主的な調査結果を踏まえた監査対応を図ったものの、会社では、内部管理体制等の抜本的な改善計画および再発防止策の実行が完了していないことに加え、内部管理体制の改善に向けた具体策も検証途上であること、グループ全体で有償支給取引に関する内部統制が構築されておらず、複雑な資本構造や複数子会社を経由する取引構造により会社が取引を網羅的に把握できていないことから、有償支給取引を含む複数の会計処理や関連する会計論点について会社が行った訂正処理の正確性及び網羅性について、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。

以上から、当監査法人は、四半期連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができておらず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが四半期連結財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の四半期連結財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断した。その結果、上記の四半期連結財務諸表を構成する要素に関して、何らかの

修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は四半期連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

3. レビュー報告書の受領日

2026年8月18日

4. 今後の対応

当社は、今回の監査意見の不表明に至った事態を厳粛に受け止めております。

2026年7月31日付で公表いたしました「改善計画・状況報告書」に記載のとおり、当社は、経

営監督機能の強化、グループガバナンスの再構築、内部統制体制の強化、コンプライアンス意識の向上及び財務報告プロセスの適正化等の改善施策を着実に実行しております。今後も改善計画の進捗状況を継続的にモニタリングし、内部管理体制の改善及び再発防止の徹底に努めてまいります。

また、監査人から指摘を受けた事項につきましては、監査人と継続的に協議を行いながら、その解消に向けた対応を進めるとともに、改善施策の実効性向上に取り組んでまいります。併せて、事業計画及び資金計画の着実な遂行を通じて、財務基盤の安定化及び企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、引き続き、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼回復を最重要課題として、透明性の高い経営及び適時適切な情報開示に努めてまいります。今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上